

令和3年度認定実務実習指導薬剤師養成講習会（更新講習）開催要領

認定実務実習指導薬剤師の資格更新のための更新講習については、日本薬剤師研修センターのe-ラーニングの受講を推奨してきましたが、現在センターのシステム（PECS）移行に伴い受付が休止されており、再開は未定となっております。

本会は、下記のとおり更新講習会を開催することといたしましたので、対象となる方は更新条件を満たしていることをご確認のうえ受講していただきますようご案内します。

1. 主 催：一般社団法人栃木県薬剤師会、一般社団法人栃木県病院薬剤師会
公益財団法人日本薬剤師研修センター
2. 日 時：令和4年1月30日（日）10：00～11：10（受付9：30～）
3. 場 所：栃木県薬剤師会館 3階 大会議室
宇都宮市緑5丁目1番5号 TEL:028-658-9877
4. 講習内容：講座④ - 1 薬学教育モデル・コアカリキュラム
- 2 薬学実務実習に関するガイドライン
5. 受 講 者：認定実務実習指導薬剤師の認定を受けた日から5年以上が経過した方
6. 定 員：30人（定員になり次第締め切らせていただきます。）
7. 受 講 料：3,000円（資料代込。当日会場で徴収します。）
（本会及び栃木県病院薬剤師会会員は、本会より1,500円補助いたしますので、実際のご負担は1,500円になります。）
8. 受 講 証：講習終了後に交付します。
9. 申込方法：下記の受講申込書にご記入のうえ、令和4年1月14日（金）までに栃木県薬剤師会事務局宛てFAX（028-658-9847）でお申し込みください。
※ 当日は、受講申込書で受付いたしますので、忘れずにお持ちください。

問合せ先：栃木県薬剤師会 TEL028-658-9877 / FAX028-658-9847

***** 切り取らずに送付ください *****

令和3年度認定実務実習指導薬剤師養成講習会（更新講習）受講申込書

氏 名			
会 員 区 分 <small>※該当に☑記入してください。</small>	<input type="checkbox"/> 栃木県薬会員	<input type="checkbox"/> 栃木県病薬会員	<input type="checkbox"/> 非会員
	（地域・職域名：_____薬剤師会）		
勤 務 先 名			
勤 務 先 住 所			
勤務先TEL/FAX	TEL	/FAX	
認定実務実習 指導薬剤師	認定番号		認定期限： 年 月 日

[申込先FAX：028-658-9847]

【 日 程 】

9：30～	受付		
10：00～10：10	開会・挨拶		
10：10～11：10	講座④-1	薬学教育モデル・コアカリキュラム(30分)	DVD講習
	講座④-2	薬学実務実習に関するガイドライン(30分)	
11：10～	受講証交付		

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスク着用、アルコール消毒など感染防止対策に努めていただくようお願い致します。

【会場案内図】 栃木県薬剤師会館 <https://www.tochiyaku.com/contact/>

駐車場が狭いため、なるべく公共交通機関をご利用ください。



指導導薬剤師認定証の有効期限をご確認ください

(日本薬剤師研修センターから更新対象者へのお知らせはありません。)

【更新の条件】

- ①認定期間中に、実務実習生の指導実績（勤務する施設が受入施設として実務実習生を受け入れ、その実習生の指導を行った場合に限る。）が1例以上あること。ただし、指導実績がない場合は、その理由、その間の勤務状況の説明及び今後の指導の見込を具体的に記載した書類を提出すること。それに基づき日本薬剤師研修センター認定実務実習指導薬剤師委員会が個別に審査する。
- ②勤務状況に関し、次のア、イ及びウのすべてを満たすこと。
 - ア．現に薬剤師実務に従事していること。
 - イ．認定期間中に3年以上病院又は薬局で薬剤師実務に従事していること。
 - ウ．更新申請の直近1年以上継続的に病院又は薬局で薬剤師実務に従事していること。
- ③更新講習を受講していること。

更新講習は講習会形式の研修とし、講座④ 薬学教育モデル・コアカリキュラム及び薬学実務実習に関するガイドライン（内容は講座②と同じ。）更新講習を受講できる者は、認定実務実習指導薬剤師の認定を受けた日から5年以上を経過した者とする。

なお、この受講資格を満たすことなく受講して交付を受けた受講証は無効である。更新講習の受講証（研修修了日が平成30年4月1日以降のものに限る。）の有効期間は、受講日から3年間とする。有効期間を過ぎた受講証は無効である。

～更新に係る特例等～

- ①上記「更新の条件」の①のただし書きにより書類を提出した者であって、個別審査によって更新された者は、更新後の6年間の認定期間中に指導実績（勤務する施設が受入施設として実務実習生を受け入れ、その実習生の指導を行った場合に限る。）がない場合、その次の更新申請をすることができない。
- ②認定期間終了時に更新の条件が満たされていないために、更新申請を行うことができなかった者が、認定期間終了後2年以内に更新の条件をすべて満たすこととなった場合は、更新申請としての手続きをすることができる。ただし、この更新の有効期間の起算日は、通常更新がなされたとした場合の起算日とする。この場合、その更新申請は、更新の条件すべてを満たしてから3か月以内に行わなければならない。